

独立した第三者による保証報告書

2009年7月1日

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良 殿

株式会社 新日本サステナビリティ研究所

代表取締役

中込 昭弘



1. 保証業務の対象及び目的

当研究所は、電源開発株式会社(以下、「会社」という)の委嘱に基づき、2008年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の会社が作成した「J-POWERグループ サステナビリティレポート2009」(以下、「サステナビリティレポート」という)に記載されている会社及び主要子会社の「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」(有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会 平成21年4月)に規定する重要なサステナビリティ情報(以下、「サステナビリティ・パフォーマンス指標」という)に関し、サステナビリティレポートの作成基準*1に従って正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されているかどうかについて、保証業務を実施した。サステナビリティレポートの作成責任は会社の経営者にあり、当研究所の責任は独立の立場からサステナビリティ・パフォーマンス指標に対する結論を表明することにある。

*1 サステナビリティレポートの作成基準は、「環境報告ガイドライン2007年版」(環境省 平成19年6月)及び「サステナビリティ・レポート・ガイドラインVer.3.0」(Global Reporting Initiative 2006年10月)を基にし、開示の対象となる重要な情報の特定については「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」に従っている。

2. 実施した保証業務手続の概要

当研究所は、「国際保証業務基準3000(改訂)～過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際会計士連盟 2003年12月)、及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会 平成20年2月)に準拠し、限定された手続*2を実施した。したがって、当研究所の実施した業務は、合理的保証業務に比較してより限定的な保証を与えるものである。

*2 定量的なサステナビリティ情報については、主として、情報の収集過程、集計方法の把握・評価、分析的手続の実施、試査による証拠資料との突合・照合、再計算等を実施した。また、定性的なサステナビリティ情報については、主として、質問、関連する記録の閲覧等を実施した。

3. 結論

当研究所が実施した保証業務において、上記のサステナビリティ・パフォーマンス指標についてサステナビリティレポートの作成基準に従って正確に測定、算出されていない、または「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」に従って重要な事項が開示されていない、と信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

4. 独立性

当研究所は、新日本有限責任監査法人の子会社として、公認会計士法、日本公認会計士協会「倫理規則」を遵守しており、会社と当研究所の間には、記載すべき利害関係はない。

以 上